

文恭院實紀

五

庫	文	閣	内
三二函	三六〇六四號	和	書
一四架	五五冊	類	

庫	文	閣	内
一四九函	三六〇六四號	和	書
一四架	五五冊	類	

天明八年戊申
自七月
至十二月

内閣文庫	
番號	和 36064
冊數	(5)
函號	55 149 36



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



天明八年戊申 從七月
至十二月

文恭院實紀

五

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 天明八年, 文恭院, and 實紀.]

文恭院實紀

五

天明八年七月二十一日

文恭院殿御實紀卷五

天明八年七月二十一日
十二月終

七月朔日次相賀例のことく大久保山城守忠

喜松平兵庫頭直躬柳澤信濃守里之坂城加番乃

暇を給ふ御物あり松平伯耆守資承をいぬ封

の暇にありし四人松平近江守長員子久米之

助長容をいぬたてし法を使去山園十石

開景寧書院番井出太左衛門正武近江國小室よ

りくへり福在坂城在番の大番頭本多肥後守忠



可堀田豊前守正毅暇かふ物物旧の如く一与既富
士も同く長崎奉行水野英校守右通任所一の暇
下さる物物も係り同く

三日寄合松平智三郎信敬養子八百次守信弥廣
数用人川村主計忠功子安く丞忠條寄合拓植五
郎左衛門守清子頼母恭清も一め又死し子家法
くその八人

四日日光門主使しそ七夕をほきそ二種一為ま

いりきりる小姓組戸田三左衛門政演実兄金田
惣兵衛と養父三休義統の後おのをも不遇のよ
く甲しおしひ惣兵衛事ある不至り類より再三
問礼さきし後三休死後さきり密に通話せしお
りむきを官長より尋問せし望きお達の趣甲寅
不遇の至りよと里者召放させ小普請入を過
塞きしめりり
五日大川のほとり集りきりり

六日精料成りとの所の如し

七日七夕の奉賀規のことし

八日东叡山

後明院教靈廟より松平越中守定信代系を金森出
雲頼元養子頼貞頼興本多長門守忠央養子兵
庫助忠由等はその舊家をおり石さねて頼貞
頼興八千五百俵兵庫助忠由ハ五百俵納はり等
小寄合の列子入りりいぬる五は法成のをり鳥

射とめ一番士より後を納ふ

九日駿河國久能山

法宮及び宝臺院修葺の事をいりにより作事
奉行松平藏部正兼平目付井上助之進利恭王五
を賜ひ回し事を当地までまわり勘定奉行
根岸紀前守鉄衛勘定吟味役村垣左右史軌文時
後を納ひ其他所屬の吏よりまきりて納物等あり

り

十日少老京極権前守高久國利の事目らへり
命さうり評定所留役稻生猪三所正經の妻密通
きし女をあるに家出せしを届も致さなその
ち市入のその頼るは任せ呼戻したるハ心
ひう事より職めし故なき小善請入閉戸せ
しめらるその妻密通し数日京都に在立再は
立帰るし始末不届より死罪を要さるる
の他連及女その若千し

十二日三縁山

懐信院殿靈廟は牧野権後ち貞長代系を

十四日紅葉山

諸廟は法話あり赤叡山

至心院教皇御所は法例西郷筑前守貞徳代系は
十五日孟冬魚より日光門至公延法親王の時
彼をおろしきれ増上り方丈満空は銀了
時後をすしおろしきり今せり

万石以上及び以下までも領地の産物取入の前
より所定のあきと別子用途もあるに年益の
費ありんハ他物よりして之をさるるに又之を
其ハ近建凶作うらはき米價貴し去年ハ作
ありといへともいふと得あるまじらばよ
す本年針の枯ちて諸家の家人在府のもの減少
し食穀ハ多く領邑より運送せよかつこの旨と
民家奢侈情農の風ありよく候者勤農の事論を

後よりあり又これよりさき諸國海運の事これ
也その三分一送るべくのあり今よりこれ
その余の事ハうさ給て示さるむね頼らる
十六日使者小栗大学久明病免して寓舎と
ある

十七日 松山

法宮より牧野備後守貞長代々系を林大学院信教
をりて海義をへしを此の事ありて命をせらる儒

臣柴野彦楠邦彦も同しく命さるる
十九日清水部家老吉川操津守從弼思古旨ある
をり之職さうせらる又大番信久右左京信近同
し与頭とある

廿一日奏若重秋元但る旨永朝病免して所官席
とある大番中多十番秀房老免して小番詰と東
り舊金を納ふ小十人と以上聖在右左京信近天守
番の頭とさるる

廿二日拂方の納戸頭上遠聖源右兵衛若五千幡
利右衛門忠盛時後を納ひ所屬のち結おのく和
方を賞さるる是銀を納ふ

廿三日三家若世子の方へ法皇比雲雀を遣使
して侍うりつる川廻違聲と果新田大光院坊上と
伴氏知育川廻違聲と任職者さるる

廿四日松平保豆守信明
後明院教大祥の忌総督命さるる東叡山

孝養院殿靈廟ニ奉極備前守高久代参上

廿五日勘定奉行柘植長門守正定清水郎家光と
あり蓮光院尼用人山笠系外記政孝病免ノ旨寄
合とさうり勘定奉行根岸肥前守禧衛國貞を免
さきとて公事裁許の事とあり勘定兼原平兵衛盛
方宮内卿方の勘定奉行とあり

廿六日桑の間縁誥津田日向守信之子奥誥山城
守信久寄合中山守馬信将子大助信恭松山嘉兵

勘美成子七左衛門義制ハ一也又致仕ノ事子
家法くりの二十六人日向守信之ハ五百俵嘉兵
勘美成ハ二百俵養老の料を初云

廿七日濱の慶園一湖とさう侍

廿八日月次お賀例のこしとて一松平儀前守西温子
岩次郎西井とてめとて忍えれとて寄合屋森
鞆負頼興如多兵庫助忠由めとて出されとて
初見とて新番頭永足伊藤守為貞大坂定番引

渡の事をてつて歸り過き使客淺野某長致少姓
組奥津岩次郎忠明坂地目付の暇をたまふ御物
例も同じこの日松平加賀守治修をいへ使客を
いへ使客は雲雀鍋つり方の十人

八月朔日月次お祭例のこゆ

二はち社なれ牧務侍も忠精勘定なり根岸
肥前守徳島東敵山

後明院教団法合の事をいへいへいへいへいへ

又稻垣攝津守長以同く山の御事聞の事を原
さうこの日御堂和泉守疑々いへ使客をいへ
雲雀鍋つり方の十人

三日寄合小幡又十郎景房子侍五郎景介使砲方
田村四郎兵衛直孝子小姓組彦四郎直温徳元永
井直般元平養子多宝元武いへいへ死して家法
いへの八人彦四郎直温いへのいへいへ使砲方と
ちり勘定なり某系伊藤守盛員ハ繁務より道

中幸行免さして根岸肥前守徳満に兼命せしむ
八日东叡山

俊明院敷靈廟に松平伊豆守信明代参以勘定
奉行根岸肥前守徳満この寺京地大災の後繼乃
御所及ひ二條城その他假營の事をりしよよ
り時後金をたふふ所屬の軍賜をの考あり

十日日光門主公史法祝王使して随宜樂院宮遣
物等しそ文巻一をおしせしむ

十一日大川の邊に成るきりて後士の水泳を
ほ随ありこの日三縁山まで

俊明院敷大祥のほ忌行をせしよより石山の勅
番を柳澤和泉守信有に命せしむ

十二日三縁山
惇信院敷靈廟に松平越中守定信代系す

十三日大番小幡次郎八當宗との組頭とせしむ
十四日甲府勅番支配戸田下徳守忠誨病免す

十五日月次相賀例のことし松平遠江守忠告は
しめ系^記の内の五人秋田信濃守備季のしめ就
封のいと内たまの九人使番高力修理直道
駿府目付のいとをたふ使番倉持長右衛門
政翼松平惣兵衛右衛門小姓組三田権之助守貴中
根半平山房書院内藤平八郎正賀山田傳十郎
景満八國の巡視をて帰朝を祈り大光院川越
蓮馨院共う任職を謝し未如を却るこの日去し

十一日大川へ成りきりてしりて直吉新着士小
善徳を又はる方の空騎をて川渡しをてしれ
しめより後しをてぬふ

十六日小姓少堀攝津守政共中奥小姓とあり小
善清組支配宮城久三守和獎天野山城守藤幸川
昭權と助隆忠松平求馬正愛思下の旨をて職
と可れ寄合やある

十七日紅葉山

御宮平松平越中守定信代多事寄合南部主税信
喜勝田安藝守元忠守小善信組支那と安
中奥伊山姓

十九日苗守居国野侍中守知曉為職令さるるれ
八子小姓和泉守知鄰も父侍中守知曉と同一く
八羽を献の太刀馬質さるる事心附くつてさる
そのるるさるる改咎められ清前を覚めらるるこの
日勘定組既承回与左衛門右通清水部の人と

さるる

二十日東叡山

心觀院教靈附所子牧野侍後守貞長代多事越
前國敷賀の領主源井飛騨守右香致仕しそを
の子相様守忠言子所領二万石をつらめらる
この右香守八故飛騨守忠柔ら八男ありて兄佐
渡守忠武ら嗣子とあり享保十六年家法き十月
廿六日初見したてまつりり回し十七年の冬叙

壽一播磨守と稱し延享二年九月廿日大書の頭
とあり今の名はありこの宝曆八年七月廿八日
奏者番は轉し十一年七月廿二日寺社のまねを
系ね明和二年八月廿一日西城の少老をまねみ
安永八年の春西城よりはま少老の末班席を
れ天明元年閏五月十一日再び西城の職となす
同しき四年五月十日まねを城よりりこし
三月病免しはふ致仕しは後水翁と稱し寛政

三年十一月四日卒をまねし七十七

廿二日下總國生實の領主森川紀保と俊孝傳ひ
まねしよまね小納戸森川數馬俊輝の子源之丞俊
敏をまねその遺願一万石を襲しは菊の宮録類
格とあきるこの俊孝ハ兵部少輔俊令の子まね
宝曆七年の冬初見しは其年叙壽しは紀保と
改め安永元年六月十一日大書の頭となり天明
八年三月二十三日奏者の事となり同し年六月

二千八百四十六年まで終りしあり少千人頭
真砂庄左衛門正敏首を居番とあり小納戸加藤
左京則陳少千人頭とあり小無請大村孫左衛門
高徳録宛管首なりを命せしむる
廿三日吹上の兵團は陸出遊あり去りし辰年
關東八國をそ作り出さる油種ハ府の中橋を住
る安用の燈油高升屋善太郎也松所は住る丸屋
三郎兵衛の二家とありて賣買をへしと命せ

りれしうこきひ兼種買問を并買治とりに止る
るし旨を弱らる

廿四日東叡山

孝恭院殿を願ふ太田傳中守資慶代系す小無請
より小姓組に入りの十人等も吹上り遊せ
きりら

廿五日持筒頭園田徳五郎善等病免しと考合
とあり代官平国彦兵衛良寛辻六郎左衛門留与

前澤孫十郎光寛布施孫布郎胤将遠孫兵右衛門
門良致おめく勤勞を慰さう此等常銀を納ふ
少の日使番松平惣多助右明挨拶の地々一とい
う、此等之あり且家人等少使令行座さるをも
て小普請に入られ侍前をもちめうら小姓組中
根半平正房山岡傳十郎景備も同し

廿六日勘定より代官の職しつゝその三人

廿七日幕奉行松宗右衛門貞泰病歿此これよ

りき記演園奉行服部主膳某飛ありて獄中下法
ある禮しつ終日没命ありんるを誰か追放し
受さうらつゝさありよそその所屬二人連座し
て罷さうら

廿九日小普請組組頭松田孫十郎某乗道密りの
事受え存にあうつあうハ幸流小普請を
同し事より遠流は行つてハ小姓組全因惣
兵衛正字寄合福原助市正胤
正胤書院青水原善

此等備具小普請谷を五町系その化程格同形或
ハ退致しりもの多し

この存令きりりハ切金種目金通用の事五分
其の切金四層中々の様目金すつて安永七年條
目のこととく通用滞りあるましきあり又令きり
れハハさしひ二条判の吹りこさし止め丁銀の
吹方急きりりやいへともそ共通用ハ承りさ
し支へあるましきあり又令きりりハすつて

遠國所職ありて赴く輩雇の者人数少くうはそ
のり能不西の事ありは吹味なるましきあり
晦日ハ普請柳米女政栄との与路とある

九月朔日月次のお祭例のことしり
松平土侍守豊
雍松平下忍守右切急難に酒井お模守右言森川
源之丞後敏家法きしを謝したる金巻物を献し
ちり交代寄合戸川銀花連郷山崎御之丞義徳初
見し前田大和守利以寄合神保左京茂常小笠原

中務長如物物例のすゝみて駿府加番の暇書院
番頭在川下総守俊朝回し与頭多門傳八郎信照
番士と物物有て同城在番の暇約市日光門至公
延法親王近く山々の所らるるより高家室原
和泉守美濃法使して和泉子一毫をくくさるる松
平豊後守并宣尚時法事多の折は國用なりとてさ
よしをは聽は入きしうハ法事し其あのためあら
さるるよし老臣しを傳へらる

二日濱の庭園を成りさるる海上にその相圖を
觀覽遊りしる番頭川村文左衛門徳救裏門切手
番の頭を命とらる小普請組支配一不倫せしむ
しハ法人權の事お懸懸の懸量あるりのお懸み文
武藝術平日は其状を以て味ししし渴見の以上
以下食福の多少よりたしに存る所用の藝技
はあつさるるもおし書出し置給しとあり

三日松平保正守信明と社奉行牧野信家と右精

勘定奉行根岸肥前守院湯東殿山

渡明院殿法法會中一々一々赴きをてつて

たのふ

四日清法會初日より至る居丹波守右意代弟也

同し事より至る三家の方へ使し言承所の古法所

奏者より此はり法々々々をううふ日光門を

も使して重功を後して二種一荷をすめりき

存る

五日清法會中日はより至る少老青山大徳宛奉完

法使とて一日門は檢査を法りりさる又大膳宛

奉完して松平伊豆守信明その他徳湯の人へま

て慰勞の法むまあり同し事より至る三家の方へ

ハ使して同しおをすめりさるるはふ布衣以上

窮直の穿緒番士及び徒士おと菓子をおすふ

醫坊宗悦直博日光門至登山のをりる添の事

命さるるこの日蓮光院のうへ用遣大徳大門

義著幕を新とあり後園用達間宮平右衛門
淳贈頭とあり勘定小笠原三九郎長幸同く
頭とあり

六日清法會館額より里松平越中守定信代系
松平一事はよそに例松平因信寺康信に
日光門より龍眼肉一箱を贈るをうり又三家使
り宮家所問詰奏者番ハおりのほり老臣に
了清に

七日清法有胎曼陀羅供導師凌雲院初願持
日門監臨の如く信物あり三徳山より
同く清法會より使大久保ちる清景章
使し之方丈満空は菓子一箱を奉りし
郡孫方丈年経病欠し之宴合とたり

八日東叡山
後明院教靈廟より清法あり
嚴有院教靈廟より如多彈正大弼君壽代系

三編山の法法堂も鑑願より里智居丹波と志意
代系法法舎濟きしれより松平伊豆守信
明法使し日光門多に銀二百枚時帳十増上寺
方丈ハ八丹波忠意法使して銀二百枚致仕使
譽りも十枚施物としつりハこれ他傳中ハ
銀河帳をたすふ

九日第節の佳賀傳の如し

十日東殿山

常憲院殿堂廟は松平越中守定信代系法法
會事おくしきしれより里智居丹波と志意
しきを伺ふ松平伊豆守信明法法舎振智を在り
りしより里智居丹波を初め寺社を初め牧野傳寺
也精勘定なり根岸肥前寺鎮南寺のりなり柳
澤和泉寺信有ハ三編山法法舎の中跡言謝法とめ
しきを伺ふしきしれより里智居丹波と志意
施物を謝ししきしれより里智居丹波と志意

貴日光代系石川若狭守総弾回しくお礼の事
りも急ぎしれ物有る各いし悔をあらふ又所を
新柳生主格正久通勘定奉行とあり重國用の方
急ぎしれ所順ハ所奉行の次よりへしをかり浦
賀奉行初鹿井傳右衛門信奥所奉行とあり新
番取松平但守守高安中善法祖支取となす善
請奉行相田お様守務易新番取とあり京都所
奉行山崎大隅守西導お頭とあり目付井上助

之進利菴京都の所奉行とあり徳政平賀式部少
浦貞愛書院書坂部十郎右衛門廣孝共目付と
ありこの日以上清康へ成さしれ諸番士共大的
法院あり尚存の録例の如し
十一日勘定奉行柳生主格正久通久世丹後守廣
民作事より安藤和泉守惟徳勘定所味坂村垣左
太史定新禁中攝造の事急ぎしれ留書居石川阿
波守総廻小善請奉行高井大隅守寶貞後園修

補の事命さうる丹後守廣民ハ彼地ハ赴くも友
ノ在尚地マテマツルヘト殊更ニ命さうる文
代寄合最上兵庫郷倍養子岩々丞義博目付角
南守膳國明子孫五郎國豊元ノ母父死シテ家法
ヲその九人又松平豊後守齊宣細川越中守治年
カマテ請ヒヤ旨ありあよりこゝニ京都遠宮の
所役仰付られ上納金を命さうる

十二日三録山

惇信院殿忠宣殿ニ松平越中守定信代寄事此ノ由
至事記故代友吉本楠五郎紀明飛ありテ遠流ニ
変さるれハ其の子龜之助ハ申越故命さう
れ幼稚ある致りテ程族ヲ取付おろきハハ
ハ遠流の父楠五郎ニ随從シ其の爲メ越々孝養
ありトト申出シより裁判ありそれ遠流ハ
死刑ニ決キテ重罪ナリ父子の情愛ハ立カシ
されト先例もあり申々孝心の歎願棄置スル

うは子の飛を切のその過状はあつに融くを可
あり父より其ハ罪人は保護を請ふにあられり
又子の所類は其もあつハ融るる例は定らあは
孝子は生実しかるを或ハ罪父の心をしめよま
同居奉養をせらりたハ事此後急とあるおしき
まもあつにといハ其時ハ裁許はありた後ま
よハ附添と急しあハ罪父の爲に介抱を興つる
丁をまよと遠島と作しあハ孝子は爲に重刑

を加ふりよ似たり彼是不正より名稱この後
唱へきる爲しとなりきる痛く助親族の力の
命やうりハ遠島流罪の父ハ附添彼島は其
こしを請ふたハあまうこし事あせと其れあ
いこきるハ梅かハ父も同居同心のあつよあ
る危く後ハ出島也心のあつたるハ一をあつや
ありそ痛く助在島のうち孝心急しあつハ後
出島の相りをのれり飛名ハ宥めらる事也あ

るゆゑに尚裁許ある一―とありその由島心守
の事ハ島支配のゆゑ一もうねて傳へをく強
とあり

十四日三縁山

文昭院教を頼み鳥居丹波守忠意代あり同

山

清揚院教を頼み奉考者も西尾隠岐守忠後代も

出

十五日月次の梅笑例のこと―相平主殿元忠
の―の如多伊豫守忠奮参勤に永井伊賀守直藤
水野日向守勝到大岡伊豫守増補坂城加番を
大番頭同―と元及番士と同―とあるを―と
帰る福を小姓組達山久四郎景澄書院番大河内
彦四郎政壽國へ巡視を―と帰る福を
後明院教清法會より細經相礼智恩院大僧正
使信その他親王門跡の使者同―と見えたるを

るこの日体息庭の若支那権野平九郎鉅満彦安
富の頭とあり十五俵の加秩ありを五拾俵の言
とありしやさる

十六日苗子居者長田新五郎直房病免しを寄
合とある少普請組より少十人組へ入るもの三千
九人

十七日紅葉山

法皇諸願へ法語あり

十八日日苗子居石川所波日総恒西城苗子居村上甲
斐子正法後園修理その他修補の事なりしを
り時彼寺を給ふ総恒ハ殊更に時彼二をとりし
甲斐子正法ハ少普請をたしし時を考やしむ
その所居の業賜物差ありは荒口切より三家
の方へ候しをまじしやある
十九日赤坂山

法明院教法法存の事なりしをりしをりし社をり

牧野備前守忠精勤定事以根岸把前守能衛とも
了時彼を弔ふその他奥表右筆軍物あり納経
相禮宮門跡乃使者暇下されものたまふ

二十日東叡山

大猷院殿

有徳院殿堂廻り松平越中守定信代多近日定代
系高家有馬兵部大浦頼貴宗礼より石川義将より
編弾山より帰る在る調書小書信より書院書子

入るの十一人

廿一日松平加勢守治修使脩しそ臣彦口切ありり
息よりと献しり

廿三日少十人寒川金六郎保道との与頼存りさる
由

廿四日三縁山

台徳院殿堂廻り松平伊豆守信明代多より東

叡山

孝恭院殿靈廟子青山大膳亮幸完代系后田沼
龍助意明川渠後利の事令さる所

廿八日目付伊孫河内守忠移ハ魯請を新持筒
頭大久保或部教近古甲府勅書支配徒頭仙石次
左衛門政宣を浦賀を新西城目付新庄与若右衛
門直内ハ錢奉行中妻小姓松平信濃守乗森ハ小
魯請組支配先手弓頭堀帯刀秀隆ハ持筒頭小姓
山本伊孫守茂孫寄左松平左生吾定寛大當与

頭朝倉勘四郎俊長共ハ先手阪小魯請組与頭中
川勘三郎忠英ハ目付力と目付勅ハ一寄合建部
六右衛門彦寛ハ流所とあり

廿九日三縁山

有章院殿靈廟子鳥居丹波守右意代系以言家中
條山城守信復ハ目付本月は新禱料トハ
銀百枚法ハけさる

この月隸下ある輩へ令さる所ハをのく人物

採用文武出精の事よろしく心を同ふべき事
願らば

十月朔日月次相賀儀の事とて海口龜治郎直侯
初見したるおはり永井伊賀守直藤大岡伊守
増福執封のいとまよふ松平和泉守宗完戸田
因幡守大寛堀田相模守正順領知の佳物物田沼
龍助意明回しつ法朱印を給ふ使番丹羽五左衛
門長祐書院者如藤親貞正修^修坂地目付たる

うへり福を

後明院殿法法令より細経お礼とて近衛右
大臣經熙公使士おみえたるおはり

二日先手頭長谷川平亮宣以盜賊捕獲布きり

三日吹上慶園より大納言院あり

此日この日又死しる家法く此家人十五人近衛
家女侍若明孫ふ

五日臣健辰の臣院より鎌河物事一例了同

六日瀧の庭園よりさきより先子馬政松平左金
吾定宣大城捕盗の事、明の年三月まで勤めると
あきくろく呉服師茶屋四郎次郎京都營作より
をのり飯山の木材すつとさきをりを時り彼二
をのりけけらる

七日善法寺新石野遠江守廣通榎田口門を外海
堤後修の事をもりしにより時報を初め所届の

史初物差あり

八日東叡山

後明院殿豊朝み牧野傳後子貞長代系は

九日津岸院の名十七回周忌より水野と改守

忠韶使して松平豊後守齊宣は香資の孫三十枚

を初ふ らは清岡寺中細言忠定卿の女よりして
常憲院殿の臣養ひありて松平方陽守継

豊の家あり りまろ 代官宮村孫左衛門高豊多年勤務のり

ちに貞金不正の事ありて遠流より更きくろくを子

少子八組孫八郎言卿去々年このうに父孫左衛門
門高豊助役の事命さされは米金の事ハ何法
うらさるよーりそいへともそは過を咎めうを
まゝ遊放さる

十一日吹上りほ出遊ありこの秋玄緒の足程規
のこと

十二日三塚山

信院殿堂翻子松平越中守定信代多にりあり

吹上の園はあきさうは冬暮のうち風烈のおり
辻組合の鞆の左き屋敷にきりうちえめえ
りそあやさきめの足出いあハ捕つてた、ちり
所を約の廳へさくら屋いさあり

十三日土井大炊利和と社の奉行たりし時越
前國永平と焼矢さしり諸檀家帰依の案助
力再建の事請ひ出て諸國と院へ告知せしをそ
のまゝありしをやうめれば前をさうめうは

十一日
四日

留守居石川阿波守徳恒所屬令序進達石西を咎
めり其切却しく臣前をきりめり法

十四日三縁山

安國殿及び

文昭院殿各々翻し法儀あり

十五日月次お祭例のこと——松平安胤公守重晟

を——の系親三人依竹治良義和初見——も同し

家士も例よ申させおみまらるるの六人未倉丹後

守昌賢ハ大坂加番大田原飛騨守庸清寡令巨勢

繼敷助利和駿府加番書院守辰全田伴孫守西枝

同——と頭并番士と同一在番をきり其子傳り福

吉中、明の年中は結婚整つさききりれへくと

し仰出されし——系地大災造等いまるし功ありは

國用繁多の知りあるは、明の年婚姻延滞せらるる

より——法事極その覚えありそのい——ともほと——こ

ろりもあつてきりきりぬれを臣婚姻とのへさききり

まよと三家の方より山仰より老又宿老より
も同じく法ひやきりまより浪字嚴有院殿
御堂所入楽
の例を龜鑑よりて明の二月中は婚姻より
さきこれ後々の旨老臣より出仕の輩一傳りら
る

十七日紅雲山

清宮より居丹波守忠意代名也

十八日駒場野へ放鷹とて成るころは臣も在

うう鶴七をうり得ぬふ如多彈正大弼忠著及香山

大徳亮幸完陪從より鶴を泊りて伐友前澤孫

十郎定寛先免よりお普請とてお里儀をを知ら

十九日西城目身三浦甚五郎西子お良よりとて

り駿府町奉行依田五郎左衛門守壽留守居番と

たり使番石形八左衛門亮駿府町奉行とたり同

職堀田式部西黄徒頭石谷市右衛門清茂より西

城目行とたり甲府執事組頭某所よりお良左衛門

元著の姓組國郡秀五郎忠英とあり不徒取とある
廿日小普請修左兵衛可護との与辰とある
後此上院國小ふらぐせらふ

廿一日奉若者松平能定と爲保使とて松平出羽
守治郷長母卒とてしりり吊慰とてしりりあも吹
上り遊とてしりり

廿二日古廟山凌雲院あり

覺了院殿 一摺刑部卿 の廿五回忌法会あり

宗平卿侍奉

松平越中守定信は使とてしりり香資の銀十枚を給
りしりり中とてしりり松平國幡守康明は使とてしりり
一橋民部卿治海卿へ摺を刑部卿治國へ菓子
を給りしりり治云家の方へ使とてしりり
うりりり

廿三日使着しりり香資給りしりりの五人松平安藝
守重蔵口切茶子着しりりて我を此の日重陽の佳
賀の時ふく我をいり家へは内書を頒賜しりり

十四日東叡山

深徳院殿高麗碑所ハ居丹波守忠意代弟一曰

一山の

孝恭院殿高麗廟子安孫對馬守信成代弟一池上

本門寺

深徳院殿靈碑所ハ居側小堀土佐守政明代弟一
留守居番依田五郎左衛門守壽發所年約の
おり城内殿金櫓門ハの地修復の事をハりしを

りて賞せられたる時彼を初ふ又大番石川岩次
郎忠房本郎又十郎直清長子との与頭とある

廿五日申時ハはとく放警とて申さるる法
手法ハりし勢をかりしあり

廿七日松平内親政治政ハの所あり方の見人

廿九日安祥院ハ古阪ハ為孟雅元方ハをりし家

る使者中出織部英明火災巡視ハりし

晦日勘定佐藤友五郎ハ深山十ハ代友の職存せ

らる

この存存せざる、ハ近年諸寺院の僧侶風俗よ
る、一、一、以道法強徳のそのおく不律不如法乃
弊多し、其弊を去つて諸宗法則もあつて、
う、一、一、ハ在寺後ち等此不律等宗あるふよる、
ありこの後よく心して得違のりれをす、
法のりれはとうむ、一、一、一、一、一、一、一、一、
既よりそのり、一、一、一、一、一、一、一、一、
は、一、一、一、一、一、一、一、一、

と、一、一、一、一、一、一、一、一、

十一月朔日月次相賀例のこ、一、一、一、一、一、
村賢系親を京都町をり井上助を利茶初を
赴任の暇、一、一、一、一、一、一、一、一、
ハ、一、一、一、一、一、一、一、一、
姓組川口久助恒久西城書院五枝十名、
國に換記を、一、一、一、一、一、一、一、一、
藤堂和泉寺高敷を、一、一、一、一、一、一、一、一、

一人

二日西丸岡用取本因丹阿弥系山本喜阿弥俊
信市城の初とある

三日伊達遠江守村賢を紅書の存しとある
の三人

四日松平遠江守忠告の供当りては喜阿弥
のさしりりの十七人

五日将軍服部又四郎弘屋老免を復報ありと

ふも供當りて中多豊後守助文の存ありと

の三人交代寄合金森左系近忠子満就近真宗右

小堀河内守政弘子内記政徳村本頼貞真綱子政

之丞金鑑志左筒沢浦上近江守系頼彌松平

系吉目村多門平治郎成美子一治郎成之の

父死して家法くわの十四人後府布并焼矢午の

申牌より起り西牌は臨次 池魚録

七日小十人榊原孫十郎昭壽海井又吉史茂方と

の赤松とある日向國高鍋の郷を移住し佐佐木信清種
頼致仕しそ子山城守種徳その領地二万七千石
を襲しむこの種頼ハ信清守種美ウも男子して
寶曆六年閏十一月朔日一卯年七年の冬叙爵し
て山城守と稱し同しき十年家つぎ右京亮まこ
の名り改めりふ致仕して後信清守と稱し文
政二年十一月六日七十七歳まして卒訖この日
奥まを墓老下り石蔵法くまらる又

安祥院厄修智の若恩因伴次郎あるハ先祖出
羽守

神祖より此陸感書及ハ天國の法き一をハ備前
國兼光の法刀をたてまつ法るよまらふぬ一也さ
ねて日光法殿番とあり寶禄五年儀ありしとさ
ま氏を甚多村と改むこの日同用原田順阿弥
定務も存きしとハ父清右衛門孝務去りし
子年代友命とありれしより税額取立上納名并は

たのう暮し方なとすへて厚事はあ任し去りし
辰年の暮多分の通債ありと兼代より安知り午
年額焼とり常作の費用もそいやく通債多く
ありゆきそ昨の年税額金等納るこをうに得
さうに玉うハ執略ハ心入をす等閑なるより事
おこれりよそ査核のうへ飛さううへこれと病
りそ死しゆせハ家継ことをハゆるさせかこし
汝所職員ありやしくとも年頃父うかろるあろ

歩ひあましを疎のさるハ心座さううとそ屬米
ハ収めり是新ハ百苞をのひ少善法子入るる
とありこの事よそそ所屬の中更遠流或ハ追放と
れ飛ううあろりの善子なり

八日 赤坂山

後明院殿雲願寺 松平伊豆守信明代第寸
九日 奥州馬牽入の事はとめしにより松平陸
奥也重村家人等時彼或ハ銀子を宛ふこ此日使

審して佐竹次郎義和知而爲を賜ふ

十二日三峰山

惇信院教靈廟は牧野備後守貞長代系にこれ日
駿河國淺井社火災のありその所を新石野八
方丈範亮より治をせ

十五日月次お祭例のことし苗守居水谷信濃守
勝留旗を新とあり物禄元のことし大目付大屋
遠江守明董苗守居とあり勘定を新兼原伊孫守

惣員大目付とある尾田甲斐守長舒大村信濃
守純徳系親守浦原を新仙石次左衛門政宣初
て赴任の暇たまひ御物あり

十六日便書ありては勢の所御ふりの戸田因幡
守忠寛を一人四人法例用人少老より自奥まで
下さる

十七日紅松山

御宮は松平保豆守信明代系は日光門至使し

て陸奥に切るとり菓子蜜柑とてそのついで
陸奥書院者酒井與兵衛勝行回し与政とある
此れは其物深基をてその技を闘勢とて

十八日小菅のほとり放鷹とて成るさう毛其麦
喉志鴨鴉鶴小嶋等羽ゆると又使者とて陸奥に
為りさうりの稲妻丹後等山隈とての十二人こ
の日小菅清より大番入りありの十二人使者とて
澤要人輔長小姓組川口久助恒久西城書院番三

技を多間与苗國と檢視の知り家士とも西乃
事ありとてよまそ名小菅清と入せられ陸奥を
めらふ

十九日奥州馬牽きとてよま南部豊次郎信教
家士とて彼根子を切ふ内藤大和与長好とてめ
使者とてありとての六人

廿一日両番の士より進物与入とて十三人小千
人組与政榊原孫一郎勝壽二十人口をあらとて

と実録百俵とある吳服師後孫總政由良装束等
修禱の事なりよりより當きられたる金三枚時
彼二を納ふ

廿二日去りし十八日は成の相り為射し諸番乃
士時彼たまふりの四人松平駿河守定休使節を
て巨勢の所納ふ

廿三日三宿一使して巨勢の所を去りしよりよ
る尾純水^三卿まうのほり謝きくら紀郎よりハ

後くそ同一く謝しをうら

廿四日 在敷山

孝恭院殿靈廟より井伊兵部少輔直朗代名を少普
請組支配由洲甲斐守景漸勘定を初り公事
裁許命きくられ寄合高木筑後守正鼎^{故中興}小普
請組支配とある

廿五日使番島田次兵衛政庸病免して寄合とあ
る新着丸毛支平賢利老免して小普請とある後

金を賜ふ

廿六日先手弓頭市兵衛左衛門尉章光免し之寄合
と成る後為例のことし一田安部用人松鶴より三
賀監物長頼受り之君侍ふすに実録百俵
とある

廿七日寄合福徳寺水口岸子龜之助正若如待
駿河守泰朝子右京泰平はし之父致仕し之家法
とすの二十六人

二十八日の姓組番改松平内匠頭康体し之尾張大
納言の方へ雀をばらはせり

廿九日以上庭園あり之騎射は院あり射子二十
五人の善清より書院番は八人の十六人

この月揚洋國法姓者諸堂大破しより修葺助成
勅化未進あり今をくすむ事あり又同國四
天王寺勸化の事あり今をくすむ事あり

十二月朔日月次の拝賀例のことし一表言家雨川

集人氏維たしめたる之を甲府初番支配大久
保式部教近高良を以三浦基五郎西子とありし
めり物物ありて赴任の暇たふひ式部教近ハ叙
爵して遠江守基五郎西子ハ伴勢とありしと
日光寺に井戸及濃寺弘信ハ駿府所奉行石野ハ
太夫範克物物有て任所ハの暇たふ長崎寺に
末吉橋津守利隆多調出候り物例の如し一勅定
以味級相恒を以て定切ハ京府修築事年々

かりし暇たふ去りし十月に騎射を廢せし水
をその御徒院ハ其原平兵衛常多時彼射年二千
五人ノ屋を初ふこの日記黄門ハ書院番改大島
肥前守義里は使ししは舊如櫛をすししとありし
二日小細戸松下飛人統箱使番とあり中村元右
衛門久智二丸苗守居とならる字家武田安藏守信
明子席之御護信高良を以し出遠江守有系子兵
庫有使番却比奈左近良直守彦五郎良高ハハめ

父死して家法くわの十八人

三日水戸少将活記朝臣家後をりれしより馬
居丹波守忠意臣使し二種一為宰執活保卿
又一種を給くをり活保卿五日所管より
使し之を謝きし活記朝臣より其母り所
對顔ありしは活記の所屬平抱は其所の長力物と
蓮光院扈君より兩卿へ一様法くつうはする支
所使し

所屬蓮光院扈君へ一様法くをりしはこの日
勘定佐久守甚八歳之の組頭とある

五日常陸國水戸の領主細川玄蕃次興晴致仕し
了その子長十郎與流り所領一万六千三百十九
石を法くしむこの興晴ハ長門守與虎の子と幼
名ハ辰十郎元文三年二月廿一日三歳子とて父
の遺領初り寛曆二年二月初九日たて中法り
其時長十郎長子玄蕃次と改め其子致仕し其後

寛政六年八月十七日五十九歳申しそふきぬ小
善清組と頭船田兵左衛門正久先免しそふ善清
とあり獲首をぬふ

六日旗奉行安藤孫三少弼惟要先免しそふ寄合と
ありその日令せしれしそふとそふ此部内を
賊盗ぬし捕へる八頭支配しそふ及そふはた
らに所をぬし一處にぬしそふ組の者はつは
しそふ受ぬしそふぬしそふ

七日法伽三島強八守政備少姓とありこ此日氣
抄の舊管はしそふあり

八日東叡山

波明院殿多々願日松平越中守定信代参に少姓
組と頭中倉右左衛門正員先手馬頭とあり

九日中松川のほとけ放翁としそふせしそふ
馬橋志鶴をかり得ぬそふ事ふし事ふし此後しは
る

十日大河役教主計忠居少姓横田鶴松松茂と
りに病免しそ都合とあるこの日寒入より日起
居を何事し積の如し

十一日明の二月姫君は婚儀よりよりは装束を
持けし尾張大納言宗睦卿は厨子紀伊中納
言治貞卿は尾柳水戸宰相治保卿を若子徳川
前中納言重備卿は長文信昌尾張宰相治行卿は組
廻あり目門より使して暮暮を就り増上り方
△和伊中夜治室に於て小室廻あり少夜治相也△

丈ハ瓶花蜜柑を就りて寒中の臣等しきり
うけける松平出羽守直好使當しそ巨勢の形給
ふこのは今さうすは長崎の港諸和賣買乃
事享保の令條のことし振為守此義嚴し
く制禁一己の利潤不正の事あるまじしと云
り

十二月三縁山

信信院殿高重朝子若丹波守忠意代系法寺

十九日匡成のおりち射し徳番士三人時服を給
ふ林より幕内弥次兵衛昌胤病免なりふも家
抄の獲賞りりり

十三日吹上の園は法臨ありまきり一橋門外閑
地へ城をさうせしむとく菱原をかり得ぬふ
後高土屋市之丞昌胤病免しと高合とあり日光
門を近く登登山より言家中條河内守信義法
使しと法也神佛縁子枝柳をすけしとらるこの

日掃墓の祭例の如し

十四日

後明院殿法法金満きりれしより日光門を平
うせりしき神對顔臣尊意あり信西院家その
他僧中坊友家日等よりり兄をたておたりと
料程をたおふ

十五日月次例のことし土屋能登と泰直けしめ
系親七人那須のむか一人系獨に表細川善十郎

與流瑞封を謝して執りて於て表言家織田成部
信之子教了信味初見したる事はる日光幸以水
野備前守勝義為福尼使番高力修理貞道駿府
目多左下より溜り石川傳通院に修理謝し
束巻を我にこの日水部一信使しては尋の鶴を
侍うげさる

十六日宿老松平伊豆守信明侍従に任を松平左
京方丈頼謙子義郎頼着佐竹次郎義和に任

侍従に叙任し義郎は雅楽院次郎に右京左史と
改む後五位下に叙せりその十人細川左十郎兵
衛門右衛門守阿部保勢守正偏子運之助正精に備
中守松平備前守正升子岩次郎正通に備中守京
極備前守言久子之水立備前因幡守大番近藤
繼成助用和八石見守小姓組番辰井上修理正家
八周防守所守初鹿聖傳右衛門信興八河内守
勘定守久保田十左衛門政邦八佐後守小畑戸

頭右衛門與十郎清容ハ駿河守同ク既取子准シ
ヨリ三島清左衛門政喜ハ但守守と改心布衣の
士ヲ加フヨリ十五人ハ善儀支配南部主税信
喜先主馬頭松守左衛門吾定寛朝倉勘四郎俊長目
付垣部十郎左衛門廣高中川勘三郎忠英使高
力修理直造井上圖書山廣久留十左衛門致武鳥
居權之助忠洪渡邊久就亂書院番与改酒井與兵
衛勝行鉄砲方田村四郎兵衛直温西城裏門番此

頭鈴木清左衛門邦教徒既国部秀五郎忠英藥師与
次郎左衛門元著坊主と宮内卿重好卿榮々彦君
清ハヨリテ布衣ヲ加フヨリ永田与左衛門
正道与條權也与季勝同格旗也与三賀隆物長
頼あり去りし十三日既成の如く射し審士一
人時儀を給ふこのは紀伊中將治宝卿の如く
百姓組着政孫堂肥後与良孝臣使しと既春の
為を治のはとる

十七日紅葉山

御宮詣廟より信あり日光門を供して事書を
祝し二程一為をすいさるる

十八日寒氣を問きこれ例西郷筑後守貞徳
臣使し日光門を子格重俊省堀三左衛門直從
し堀上寺方丈より一品を法りしるこの
日信書よりさるるのハ土屋能登守泰直土
井大炊頭利和久世隱岐守廣教松平信前守西井

あり又姫君臣婚儀より信調度を御令しハ井
俣掃部頭直幸ハ桑并尚松平肥後守容頌ハ提重
松平後攻守頼起ハ文基法親範松平隱岐守定國
ハ衣杉酒井雅樂頭忠以ハ提重松平和泉守宗完
ハ食籠堀田忠模守西順ハ重箱あり

十九日仲聖のほより放鷹として成るるこれ白
鳥生羽を乃め又姫君臣婚儀より松平如繁守
治修^梅松平陸奥守重村ハ信より新築松平越前守

重留の料幣理管を執寸

二十日大番を以て涉子米麩の事ありし池田
勘兵衛貞利所りて系役居りしあり

二十一日奉書を以て時彼より事なる事例

西向

廿二日田安邸用人格三賢監物長頼子少千人富
之助長紀又の落りて西番より法さる西城留書
居村上甲選書正法宿免しそ事ある

廿三日隔時報合あり三家の方々及び世子より

初書より中の御しは氣色何ふ也善法組支配

永井監物白衆ハ旗奉行中矣也姓阿部親守也正

朗ハ也善法組支配寄合松平隼人忠寧ハ火消役

也姓組住持市左衛門住如との与辰とある隼人

忠寧ハ武部と改稱を初見のりのりハ寄合板倉

有税取待友戸内籍氏良池田繼為助方教園部

外記長教書院當派森川下福也俊清は養子龜三

郎俊世小姓組吉政仙石伯耆守久峯子大毛^之御久
貞田安郡家老曉川お模守親父子七郎一程市
善法寺行住森河内守忠移子孫平右忠満甲
府勅旨支配大久保遠江守教近子傳々至教富
先子片取長若川平右宣以子辰房宣義安孫又
兵衛正長養子嘉吉正武西城目付堀田武部正
常養子武三正備總砲方井上左方丈正常養子
多孫立孝少畑左衛我又左衛門族祐忠長子國吉

朝祐二丸苗守居為井又六祐定養子松次郎祐隆
寄合留田能登守明親子継右郎知良少濱主膳
教隆子長五郎壽隆大卒仔織言方子織部言殺赤
りその他尚多し

廿四日東嶽山

孝恭院殿高祖廟ニ京極備前守言久代系次塔上守
方丈満空傳道氣智の嘉儀とてまゝの月々
りのたゞ中法るこの日雨着より申奥番と云

るもの六人

十五の姫君婚儀より松平豊後守齊宣氏食
籠同一元致仕上総介重高ハ世重一組仕り中
侍り又小普請より西城書院当より入りの十
人九番子入りの十八人勘定新田直次郎光寛
着年約とあり初年好棟原三郎右衛門友就
小十人組と記さる

十六の東叡山

至心院殿五五牌所又臣例松平因幡守康明代系
寸小姓五羽和泉守知鄰松平大内記信強海舟
近江守右衛門中奥小姓とあり

十七の旗奉行天野近江守正景孫郎右衛門西俊
使番右衛門清明子織子丞徳清書院當組政瑞
中覺左衛門忠辰子千之助忠亮と一の父死しそ
家法くりの三千四人この目録をりそ紀傳中物
法宝卿一巨勢の鶴を法うはさる加賀國大聖

ちし淑を松平美濃守利物卒をいふハ其子
勇之助利考をいふ所領十萬石を法ういふこの
利物ハ故備後守利精の子ありいふを天明二年
八月廿一日嗣子といふを家継いふ其冬十月一日
初見いその十二月十八日迄五位の下いふ美濃
守を但しいふいふ十一月五日卒をいふ也年二
十九
廿八日家系のお慶傳のこといふ日光門を三家

のちと同一く世子増上ち方丈母いふち子そ八
代密柑を紹ふ火消役松平式部忠寧少将組与政
佐橋市左衛門位如布衣の士は加へらるこの日
水戸少将治紀朝臣のちへ法授いふは臣等の為
を紹らる初安守家抄を紹いふ御物に
廿九日日光を新水野橋前守勝美山の
忠重朝二天門修葺の事をいふいふより時彼を紹
ふその他作事方のりの御物多ありいふ吾傳を

行飯田能登寺昌信金地院并は傳道院及び上
野市坊その他修葺の事より時旅を給ふ所屋の
吏賜物差ありこの日表古筆より契入をその日
入の納戸野々山孫兵衛兼枝に命じ懸を以て
職ゆりて宴會とあさるこの日宴會土井九門利
豊明の二月末敷山より高岩院法方十七回法
會行をりてあより山の警衛を命じり
晦り淡草米原より薪勅を止り懸を令より出

役とすへしそあり

この月令をりてハ石石己下諸職諸當よりし
て一職うき生人数初録等の事委細よりし
高し年々二月は勘定所へ出せしめあり又
ん表挨拶の人々は僕取りの事よく心しそあ
るへく旨を給傳る者の子傳へらるべきこと近
年金銀銭の品格不調より諸物價直も騰貴
し世上悉くは難澁きりよき二条判を改稱

宣統類典...
此方...止...

一丁銀及び先給銀...
...のあと...七分減を...
...の年凶作の後...
...の國村...
...又慶宮...
...武勳...
...社...
...の施行...



...に...
...京都...
...の寺院...
...私領...
...の...
...の...
...の...

Faint vertical text on the right page, likely bleed-through from the reverse side. The text is illegible due to fading.





